

# 久留米市都市計画マスタープランの見直し「原案」(概要)

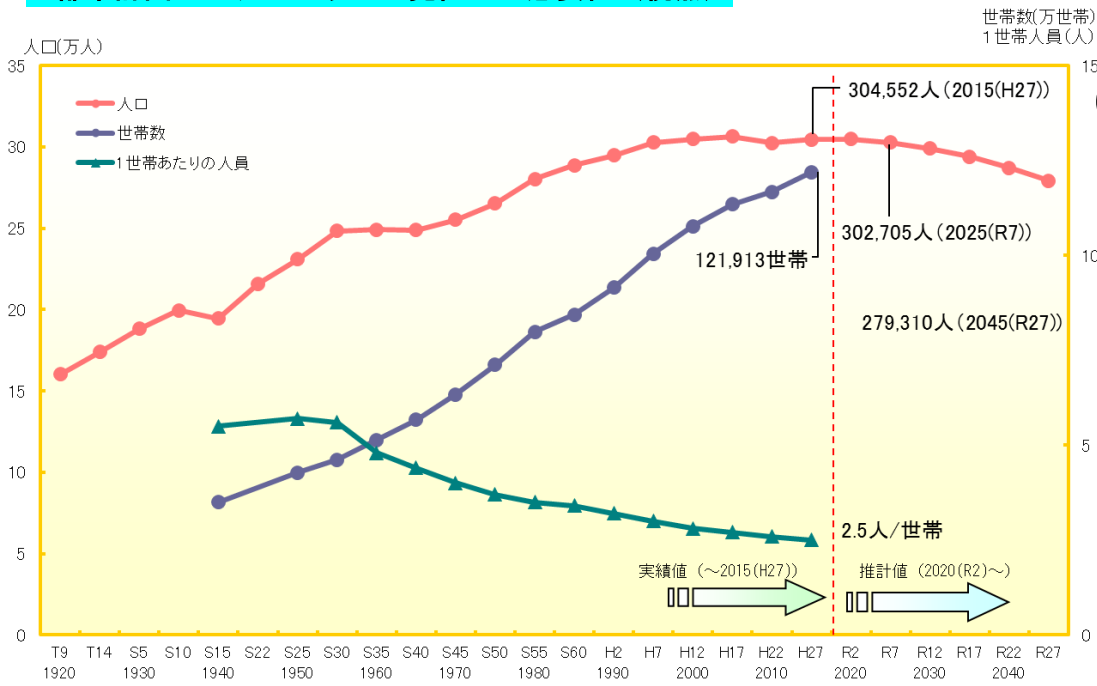
## ■都市計画マスタープランの概要(平成24年12月策定)

都市計画法第18条の2に規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、概ね20年後の目指すべき都市の将来像を明示し、その実現に向け、都市づくりの課題に対応した整備等の方針を定めるものです。

## ■都市計画マスタープランの役割

- 都市の将来像と、その実現のための都市計画の方針を、市民にわかりやすく示します。
- 土地利用規制や、道路、公園、下水道など、将来像を踏まえて相互に調整します。
- 市民の都市計画に関する理解を促進し、具体の都市計画の円滑な合意形成を促進します。

## ■都市計画マスタープランの見直しの必要性(視点)



今はまだ人口は横ばいけど、数年後には減っていくんだ！人口が減ったら久留米市はどうなるだろう？



人口減少により、街の賑わいが低下し、企業や店舗などの撤退など、市街地や地域の魅力を失うおそれがあります。

更に、郊外部に点在する集落ではコミュニティの維持が危ぶまれています。

こうした状況では、商店や診療所などが撤退したり、バスの便が減少したりと、暮らしの維持に必要な機能が徐々に失われていくおそれがあります。

このような社会情勢の変化に加え、以下の視点での見直しが必要です。

- 久留米市新総合計画(次期基本計画)、都市計画区域マスタープラン(福岡県)、立地適正化計画など、上位計画や関係計画との整合
- 都市づくりに必要な施策の反映
- 土地利用に関する規制等の課題、それに対する総合的・戦略的な取り組みの位置付け

## ■これからの都市づくり(コンパクトシティへの取り組み)について

### 「住みやすさ日本一」のまちへ

中心市街地、鉄道駅周辺、集落地それぞれのエリアについて、将来を見据えた都市づくりを推進し、住みやすさ日本一のまちを目指します。



### 魅力あふれる中心拠点づくり

拠点周辺に人口密度と生活サービス機能の維持・誘導を進め、利便性の高い市街地形成の戦略的な展開を図ります。



### 鉄道駅周辺の活性化

鉄道駅を中心とした拠点形成を促進するため、ポテンシャルの高い駅周辺について、規模に応じた土地利用規制の見直し(緩和)を行います。



### 既存集落のコミュニティ維持

既に一定の人口や都市機能が集約している集落については、コミュニティ維持を図る観点から、将来における土地利用の転換を図ります。



これらの取り組みにより

生活関連サービス	公共交通	地域コミュニティ
日常生活に必要なお店や医療施設などが維持できます！	電車やバスなどの公共交通の利便性が維持できます！	地域での生活やコミュニティが維持できるよ！

## ■都市づくりの目標（抜粋）

都市づくりの課題解決を図るとともに、久留米市の地域特性を活かした都市づくりを推進するため、都市づくりの目標を定めています。

### 目標1：安全・安心な暮らしを支えるコンパクトな都市づくり

- 多様な機能がコンパクトにまとまった、まちなか居住の推進を図ります。
- 鉄道駅など交通拠点を中心に交通サービスを楽しむ沿線居住の推進を図ります。
- 平時及び災害発生時にも円滑にサポートできる安全・安心な都市基盤の形成を進めます。

### 目標2：地域特性を活かした土地利用による魅力あふれる都市づくり

- 産業や自然環境、居住環境等の各地域の特性が活かされる適切な土地利用を図ります。
- 各地域の生活拠点や集落においても、地域特性に応じた居住環境の創出に努めます。
- 中心拠点と各地域の生活拠点を結ぶ交通ネットワークの形成を図ります。

### 目標3：水と緑に恵まれた環境と共生する都市づくり

- 環境負荷の少ない鉄道、バス等の公共交通機関や自転車等の利用を促進します。
- 自然的資源の保全や都市内の緑化など、本市の魅力や個性を高める景観づくりに取り組みます。

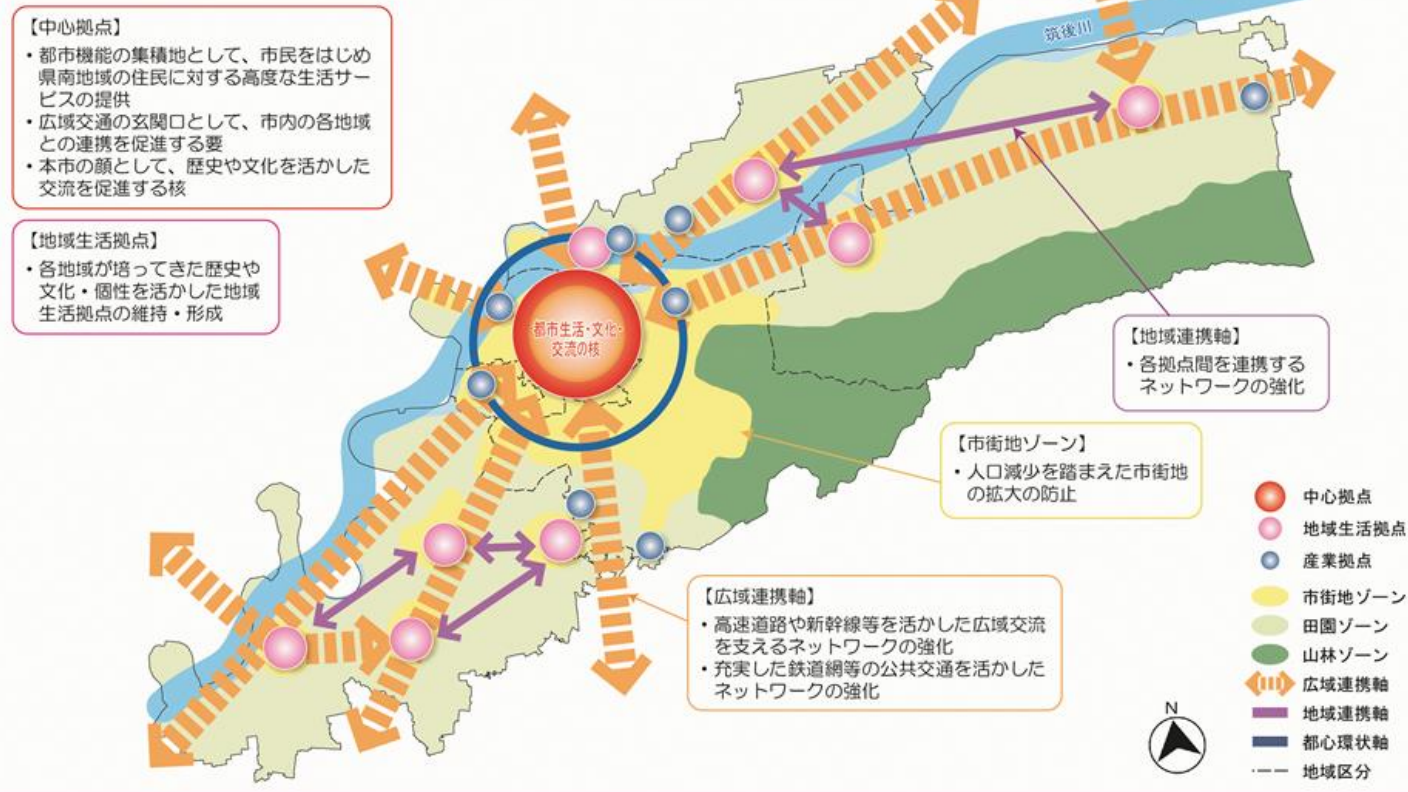
### 目標4：人、物、情報が行き交う活力ある都市づくり

- 生活、産業、観光などにおいて市内外の交流の拡大を図ります。
- 中核市として人、物、情報が行き交う元気な都市を目指します。

## 将来都市構造図

将来都市構造は、計画的かつ効率的に整備すべき都市的土地と保全や活用を図るべき自然的土地などの大まかな土地利用のあり方を示すゾーン、都市機能の集積を図るべき拠点、拠点どうしの人や物の結びつきを示す軸により明確化します。

### 「コンパクトな拠点市街地の形成と拠点をネットワーク化する都市構造」



## ■都市計画マスタープランの主な見直し内容

区分	見直し内容
将来都市構造	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通の要衝であり福岡都市圏への位置的ポテンシャルを活用するため、宮の陣駅周辺を地域生活拠点に位置付け</li> </ul>
全体構想 都市計画手法等	<ul style="list-style-type: none"> <li>主要な鉄道駅周辺、生活拠点周辺での用途地域の見直し等の取り組みを明記</li> <li>地域活力の保全増進を図るため、用途地域の見直し、特定用途誘導地区や特別用途地区等の活用を明記（規制・緩和）</li> <li>鉄道駅周辺の土地利用推進のため、開発条例の見直しを追加（緩和）</li> <li>適切な土地利用誘導を図るための段階的手法として、特別用途地区や居住調整地域を明記（規制）</li> <li>都市部の緑（風致地区）の保全と長期未着手の都市計画公園の見直しを明記</li> <li>都市農地等の保全を図るため生産緑地地区の導入を明記</li> </ul>

区分	見直し内容
中央部地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>高次医療施設の維持誘導や地域活力の保全手法として、特定用途誘導地区、特別用途地区の活用を明記</li> <li>まちなかの拠点公園におけるリニューアル整備の位置付け</li> <li>久留米アリーナ周辺歩行動線整備の位置付け</li> </ul>
南部地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>良好な居住環境の形成を図る取り組みとして、用途地域の見直しや特別用途地区の活用を明記</li> <li>鉄道駅周辺の居住環境の向上を明記</li> <li>下弓削川、江川、金丸川、池町川流域における浸水対策の位置付け</li> </ul>
東部地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>鉄道駅周辺における居住環境形成のため用途地域の見直しや特別用途地区等の活用を明記</li> </ul>
北部地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>鉄道駅周辺における居住環境形成のため用途地域の見直しや特別用途地区等の活用を明記</li> <li>西鉄宮の陣駅におけるバリアフリー化、交通結節機能の強化を明記</li> <li>大刀洗、陣屋川流域における浸水対策の位置付け</li> </ul>
西部地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>鉄道駅周辺における居住環境形成のため用途地域の見直しや特別用途地区等の活用を明記</li> <li>西鉄大善寺駅におけるバリアフリー化、交通結節機能の強化を明記</li> <li>山ノ井川流域における浸水対策の位置付け</li> </ul>

